

## 機器等保守業務明細

1 機器等の正常な稼働維持のため、次に定める保守を行うものとする。

(1) 保守の対象

保守の対象は、別紙1「機器性能条件表」に定めた機器等のうち保守対象機器欄に○印があるものとする。

(2) 保守内容

点検内容は以下のとおり。

<サーバ・クライアント関連>

- ・ファン動作確認
- ・I/O装置の機能確認
- ・ログの確認
- ・筐体の吸気口、ファン吹き出し口の清掃
- ・筐体、キーボードの清掃

<プリンタ関連>

- ・ファンの動作確認
- ・内部清掃、確認
- ・印刷テスト
- ・筐体の吸気口、ファン吹き出し口の清掃
- ・筐体の清掃

(3) サービス内容

ア 電話等による対応

電話等による問い合わせに対して応答するサービスを行うこと。

イ 基本情報の提供

プログラムのリリースに関する情報及び新商品に関する情報を提供すること。

ウ プログラムの更新版（機能強化版を除く。）の提供及び適用

指定したプログラムの更新版を提供すること。

エ 機器の点検

機器の機能の安定維持及び予防保全のために、機器の調整、清掃、診断、点検等を行うこと。また、これには契約期間中に実施する機器の技術的変更及び改良を含む。

オ 機器の切り分け

機器又はプログラムの障害発生時に障害範囲を特定するための技術支援を行うこと。

カ 機器の障害修復

機器の設置場所に技術員その他の要員を派遣して、障害機器の修復に必要な作業を実施すること。なお、修復作業には、補助記憶装置内の保存及びその修復は含まれない。

キ プログラムの更新版の適用サービス

要請に基づきプログラムの更新版の導入及び作業確認を実施すること。なお、県の業務プログラムその他県の所有のプログラムへの適合作業は含まれない。

ク プログラムのトラブル追求サービス

プログラムの障害発生の原因の解明を行い、必要に応じ、機器の設置場所に技術員その他の要員を派遣して、プログラムのトラブル追求を行うこと。

ケ データベース修復に関する技術支援

要請に基づき、データベースの修復に関する技術支援を行うこと。この場合、県はデータベースの修復に関し必要な資料等を提供する。